論 文

富山県における保育所の変遷(1)

Changes at childcare centers in Toyama Prefecture (Part 1)

梅 本 恵 UMEMOTO Megumi

1. はじめに

我が国における保育所(託児所)¹⁾ は、明治期後半、民間の篤志家により設置されたのが始まりで、内務省管轄の「慈恵救済事業」の一環であった²⁾。その後、第一次世界大戦後の不況により貧民対策が必要になると、都市部を中心に、公的な社会事業施設として公立の保育所が設置され始める。さらに保育所は、戦時体制下における女子勤労動員政策と「戦時厚生事業」に大きく位置づけられ、設置が進められる³⁾。そして戦後、児童福祉法の制定により法的根拠と制度的基礎を獲得した保育所は、児童福祉施設として公的な責任で子どもの保育を担っていくことになるのである。

「保育の歴史は、婦人労働と社会化された育児の歴史である」(浦辺ら 1981)と指摘されるように、保育所は、その時代と社会背景、地域の保育への要望を反映させる形で変化してきた。つまり、その時々の保護者の就労の様相と子どもをどのように育てるかという社会が有する育児観に規定されながら、各地域で多様な保育施設が形成されてきたといえる。

それでは、富山県においては保育所はどのような歴史的経過をたどり今日に至っているのだろうか。保育所の歴史的な変遷を、富山という地方に限定して全体的、包括的に取り上げた研究は、筆者の寡聞のせいかいまだ接していない。しかし、富山の社会福祉施設の消長を戦後の社会状況の推移の中でとらえた研究の中で、保育所について言及されている(川崎 1984)。そこでは、戦後、認可保育所が次々と市町村により設置されていった過程をとらえながら、「季節託児所」」の消長が報告されている。とりわけ富山県においては、「季節託児所」の数は全国的にみて屈指の多さであったこと、「季節託児所」の一部は通年開設の希望を受けてへき地保育所5)へと移行したことが指摘されている。季節保育所に関しては、富山県保育士会発行の記念誌でも言及されており、富山県の保育所の変遷過程に影響を及ぼしていることが推察される。

しかし、これらのことについてその実態は把握・整理されているとは言えず、実証す

る研究・論文は見当たらない。富山県における保育所はどのように始まったのか、季節保育所やへき地保育所はどのように変遷し今日の保育所へとつながっているのか、保育施設の変遷を連続性という視点で取り上げた研究が必要であると考える。そこで、本稿は、富山県における保育所の始まりから認可保育所の整備・充実がはかられる1970年代半ば頃までの保育所の変遷過程を整理し、概観することを目的とする。

検討の対象とする史資料は、富山県史、富山県政史、市史(誌)、町史(誌)、村史(誌)、郷土史の近代・現代に関する部分である(表10)。これらは、社会福祉史関係資料としても有効であることが報告されており(宮田 2011)、現在の富山県を構成する10市4町1村についてすべてをカバーする史資料として適切であると考える。これらの史資料をベースとしながら、記述内容を補完・補足するために他の史資料も引用・参考にした。

研究の方法としては、1)県史・県政史で、大正期後半の保育所の開設から戦後の保育所設立へと至る過程を整理・概観する 2)さらに各市町村史(誌)、郷土史を検討し、地域ごとの実態の把握から、保育所の変遷過程について考察する。なお、本稿では、現在の砺波市、南砺市、小矢部市に該当する地域を対象として、検討した。3つの市域に限定したのは、全県下を対象とすると史資料が膨大であること、まず農村部を中心とした隣接する3市域で傾向を把握しようと考えたからである。

2. 『富山県史』、『富山県政史』にみる保育所の変遷

本稿では、近代から現代の富山県の保育所の変遷過程を概観するために、『富山県史』を検討の対象とした。『富山県史』は、県庁の関連文書と市町村役場の文書を基礎資料として、1980年代に編集されたものである。通史編、資料編、考古編、民族編、年表、索引を合わせると17巻で構成される。保育事業に関する記述は、『富山県史通史編6』(近代下 1984)、『富山県史通史編7』(現代 1983)、『富山県史資料編6,7』(統計図表1983)の3巻にみられた。さらに、戦前については、『富山県政史第1巻』(1936)を参考にし、補足した。以上を通じて、富山県における保育所の始まりからその変遷の概要を整理することを試みた。

なお、保育所名、市町村名は該当年代の名称をそのまま用いた。また、史資料の旧字体及びカタカナ表記については、現在の表記方法になおして表記した。戦前については、時代がとらえやすいように西暦とともに元号を略して併記した(M:明治、T:大正、S:昭和)。

検討した史料は、「史料一覧」としてまとめて記載した(表10)。史料からの引用は、表10の史料Noを本文の文末に記した(例:表10 No1)。

1)保育所の始まり

県内最初の保育所は、1924(T13)年4月設立の「城端町立託児所」である。

「社会生活の複雑多岐となるに伴って、中産階級以下の生活者は、家族相率いて労働に従事せねばならぬ状態となり、ここに託児所の施設を見るに至った」と設立の背景が説明されている(表10 No 4)。第一次世界大戦後、物価の高騰による生活の困窮とともに、産業の発展による婦人労働力の需要が増大し、保育所の設置が社会政策上の課題となる。全国的にみると、保育事業がそれまでの慈恵救済的な事業から社会事業として認識され、都市の貧困層の子どもを対象とした公立保育所が設置され始めた時期である。城端町は、もともと絹織物の生産が盛んであったが、近代日本の富国強兵策の中で、1935年に生産量はピークに達する。手織りから力織機へと産業革命が進行し、多くの「女工」が工場で働くようになると、雇用の面から保育所の設置が強く望まれるようになり、保育所の設立に至ったのである。一方「常設託児所」は、「労働者階級の労働能率の増進」のための施設であるとともに、「児童保護」のための施設であり、「昼間児童を引き取ってその心身の発達を図り、一面児童を通じてその家庭の救護補導に任ずる」ことが使命であると記されている(表10 No 4)。貧困家庭の幼児に対する救済的な要素が強いものの、「常設託児所」の目的が幼児の心身の発達を図ることとそれを通じて家庭の子育てを指導していくという視点は、今日の保育所に通じるものがあるのではないだろうか。

その後、私立富山託児所、八尾託児所、伏木第一託児所、慈光保育園と、大正年間に 富山県では5か所の保育所が設置される(表1)。中でも伏木第一託児所は、港湾荷役作 業に携わる女仲士の就労を支えるとともに、幼い子どもたちの悲惨な状況を救ったこと

No	名 称	場所	経営主体	創設年月
1	城端託児所	東砺波郡城端町	城端町	1924 (T13) 年
2	私立富山託児所	富山市西田地方町	西田地方婦女会	1925 (T14) 年2月
3	八尾託児所	婦負郡八尾町	八尾町婦女会	1925 (T14) 年
4	伏木町第一託児所	射水郡伏木町一宮	伏木町婦女会	1926 (T15) 年
5	慈光保育園	東砺波郡東山見村	吉江楞嚴	1926 (T15) 年5月
6	市立愛宕託児所	富山市神通町	富山市	1927 (S2) 年
7	市立清水託児所	富山市清水町	富山市	1928 (S3) 年
8	三日市託児所	下新川郡三日市町	森丘とめ	1929 (S4) 年8月
9	伏木町第二託児所	射水郡伏木町古府	伏木町婦女会	1929 (S4) 年11月
10	泊町託児所	下新川郡泊町	泊町婦女会	1930 (S5) 年
11	私立富山保育園	富山市神通町	富山市愛宕校下婦女会	1930 (S5) 年5月
12	聖徳保育園	東砺波郡井波町	園大然	1931 (S6) 年
13	中田託児所	東砺波郡中田町	飛島寛徹	1931 (S6) 年5月
14	東光保育園	下新川郡入善町	藤裔常倫	1932 (S7) 年9月
15	村椿村託児所(二)	下新川郡村椿村	村椿村婦女会	1934 (S9) 年8月
16	浅井村託児所(三)	射水郡浅井村	浅井村婦女会	1934 (S9) 年8月
17	生地町託児所	下新川郡生地町	生地町婦女会	1934 (S9) 年12月

表 1. 常設保育所一覧 1935 (S10) 年

『富山県史通史編6』『富山県政史第1巻』をもとに作成 創設年月の月の無記入は、4月開設を示す

で社会的にも認められるところとなり、第二託児所を設置し地域に定着していった(社会福祉法人伏木保育園 1995)。

城端町立託児所ではどのような保育が行われていたのであろうか。実際の保育については、以下のように記されている(表10 No11,23)。城端町立託児所は、定員60名で、5歳から7歳の幼児を対象とし、町役場や織物組合に使用されていた別院詰所を間借りして開設された。保育時間は午前8時から午後2時、「保母2名、使丁1名」の職員で運営され、間食料として月1円を徴収していた。

2)季節保育所の開設

農漁繁忙期には県下の各地区で季節保育所が開設されていた(表10 No 1)。『富山県政史』は、「社会事業の農村施設中、最近特に著しい発達をなしつつあるは季節託児所である。即ち農繁期或いは漁労の繁忙期に児童を委託すれば、家庭の労働能率は著しく増進し、児童は安全に保育を受けるを以てである。」と、その効果に言及している(表10 No 4)。季節保育所は常設保育所とは異なり、農業・漁業の繁忙期に期間を限って開設されるものであるが⁶⁾、その経営の簡易さと経費が少額であることから農村社会事業の一つとして明治期から全国的に普及してきた。富山県における最初の開設時期は不明である。しかし、1932(S7)年の時点では、34か所で開設されていたのが、1939(S14)年には231か所に激増している(表3)。さらに、1943(S18)年の「季節保育所の概況

表 2. 季節保育所経営主体別一覧 1935 (S10) 年、1939 (S14) 年

経営主体	寺院	婦女会	愛国婦人会	国防婦人会	銃後奉公会	市町村	3団体共同*	個人	その他	計
1935年 (S10)	5	27						11		44
1939年 (S14)	36	113	14	4	8	11	15	5	6	212

*3団体共同:婦女会、愛国婦人会、国防婦人会

『富山県政史第1巻』、『季節託児所の概要』(富山県社会課 1940年6月)をもとに作成

表3. 季節保育所の年度別設置状況(個所数)

年度	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年
十尺	(S7)	(S8)	(S9)	(S10)	(S11)	(S12)	(S13)	(S14)
個所数	34	41	37	41	52	95	152	231

昭和10年と昭和14年の箇所数が表 2 「経営主体別一覧」と一致していない 『季節託児所の概要』(富山県社会課 昭和15年1940 6月)から抽出・整理して作成 について高松宮への言上書」では、1937(S12)年以来季節保育所の数は急激に増加し、1942(S17)年度には652か所で開設されていたことが記されている(表10 No 3)。10年間で20倍近い増加をもたらしたのは、戦時下での食糧増産体制と農業での婦人労働力の必要性が背景にある。富山県社会課は、1940(S15)年に、『季節保育所の手引き』と『季節保育所の概要』を発行し、「時局下農繁期託児所の使命の重大なるは今更云々するを要せぬ所であって-(中略)-農村において最も手軽に実施し得、しかも適切なる効果を挙げ得るものは、まず農繁期託児所をおいて他にない」と、季節保育所の設置を奨励している。

季節保育所は、戦後、保育所数の絶対的不足を背景に、次々と開設されていく(表 5)。1957年より「季節保育所実施要項」に基づき国庫補助が行われるとともに、1959年には厚生省から「季節保育所のしおり」がだされ、運営と実際の保育について指導が行われている。その後、1970年代に入ると季節保育所は減少の一途をたどり、1976年には96か所となる(表 6)。

3) 「臨時託児所」の開設

1934 (S 9) 年 7 月、県下に突発した水害後の社会事業として「臨時託児所」が16か所開設された(表10 No 4)。浅井村は、大洪水で全滅の危機にさらされるが、浅井村婦女会がいち早く3か所の寺院で「浅井村託児所」を開設し復旧を支えたことが、町史に記されている。「罹災復興上大なる貢献を為し、保育事業の効果を一層認めしむるに至った」とあるように(表10 No 4)、婦人の雇用対策と児童保護の視点から設置されてきた保育所が、自然災害の際に大きな貢献を為し得ることが社会的に認められたといえるのではないだろうか。

4)経営主体としての「婦女会7)」

『富山県史』によると、季節保育所の経営及び運営は、各地区の「婦女会」が中心になっているものが多い(表 2)。また、『富山県政史』は、常設保育所についても、「特に本県に於ける特徴は、婦女会がその経営に当たっているものが多いことである」と指摘している。具体的に見てみると、1935(S10)年時点で、常設保育所17か所中婦女会を経営主体とするものは 9 か所と過半数を占めている(表 1)。季節保育所については、44か所中27か所が婦女会の経営となっている(表 2)。

全国を見ると、1930 (S 5) 年の調査で、季節保育所総数2519か所中、市町村が経営主体であるもの458か所、団体1710か所、個人351か所となっている(社会福祉調査研究会 1993)。団体の主なるものは、婦人会、主婦会等の婦人団体、寺院、教会等の宗教団体等であり、婦人会の経営による季節保育所は全国的な傾向であったのではないかと思われる。一方、常設保育所の経営主体に関しては、富山県では戦後も婦人会が経営する保育所が散見される(1960年 9 か所、1971年 5 か所)。

5) 常設保育所・季節保育所・へき地保育所

『富山県史』には、戦後の保育所に関する記述は非常に少ないが、常設保育所、季節保育所、へき地保育所の3者が1970年代には共存していたことが明らかとなった(表6)。常設保育所が増加し、へき地保育所が一定数を保つ中で、季節保育所は急激に減少している。季節保育所の減少の要因は、へき地保育所及び常設保育所への移行であると指摘されてきた(川崎 1984)。1961年厚生省の「へき地保育所設置要綱」を受けて、富山県においてもへき地保育所の整備が進む中で(1961年6か所→1971年40か所)、季節保育所から小規模のへき地保育所へと移行するものが現われた(川崎 1984)。一方、季節保育所から常設保育所への移行は、現存する保育所の沿革を調べると季節保育所が前身であるものが散見されることからも明らかである。1965年から1975年頃は、認可保育所の整備・充実期であるといわれるが、その中で季節保育所とへき地保育所は認可保育所の補完的機能という側面を有していたのであろう。

富山県における保育所数は、1950年代、1960年代を通じて増え続けるが、このことは、 単に保護者の共働きを支えるために保育所が必要であったというだけではなく、「養護と 教育を統一的に行うという保育所の業務と業績に対して、保護者や社会が承認を与えた」 ことを示している(川崎 1984)。このように保育所の社会的認知が進むことで、季節保 育所の通年開設を望む声が高まり、常設保育所へと移行していったと考えられる。

以上、『富山県史』『富山県政史』をもとに、富山県の保育施設の成立と変遷の概要と特徴を見てきた。しかしながら、地域により保育所の設置状況にはばらつきがあり、 市町村によって保育施設の状況が違うことを考慮するならば、保育所の変遷を知るため には、さらに地域ごとの検討が必要であると考える。

3. 市町村史(誌)、郷土史にみる保育所の変遷過程

保育所の変遷過程の実際を具体的に把握するために、市町村史(誌)及び郷土史の検討を行った(表10)。本稿では、現在の砺波市域、南砺市域、小矢部市域を対象に、保育所の変遷過程を検討する。3つの市域に限定したのは、全県下を対象とすると史料が膨大であることと、まず農村部を中心とした隣接する3市域で傾向をつかもうと考えたからである。富山県は、1950年代および2006年に大規模な市町村合併が行われているため、まず対象とした市町村史を現在の市域に対応させ、3市域ごとに整理し、まとめた(表7,8,9)。

市町村史(誌)と郷土史には、その地域に存在した保育所の具体的な変遷過程が記述されているものが多く、施設形態の変化にはいくつかのパターンが見出された。施設形態の変化過程は、以下のように大きく6つに分類される。

表 4. 常設保育所年度別設置状況

年度	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	計
度	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	рІ
公立	8	7	3	8	16	18	11	6	9	5	7	2	100
私立	25	3	6	4	6	6	3	0	2	0	5	0	60
年度内設置数	33	10	9	12	22	24	14	6	11	5	12	2	160
設置累計	33	43	52	64	86	110	124	130	141	146	158	160	

『富山県の保育事業』(富山県・富山県社会福祉協議会 1960) より転載

表 5. 季節保育所年次別開設状況

	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
開設数	243	401	377	361	489	615	626	640	613	620	643	655

年度ごとに、春期・秋期を合計した個所数である

『富山県の保育事業』(富山県、富山県社会福祉協議会 1960) より転載

表 6. 各保育所の推移(個所数)

	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年
保育所	260	263	269	279	283
季節保育所	228	217	159	156	96
へき地保育所	39	40	39	36	39

『富山県史通史編7』を参考に作成

1)季節保育所から常設保育所へ

表7のNo3、表8のNo3、表9のNo1,2が該当する。特徴的なのは、戦前から開設されていた季節保育所が、戦後、常設保育所に移行していることである。5か所中4か所は1938(S13)年成立の「社会事業法」で国庫補助が始まる以前に開設されていた季節保育所である8)。婦人会などが中心となって地域の需要に応じる形で、長年にわたって開設され続けてきたことがうかがえる。農村地域である小矢部市のY村では、1934(S9)年地域の寺を開放して村と婦人会の協力で仏教会経営の季節託児所が開設される。その後、戦時下でも毎年開設され続け、1955年公立の常設保育所となったことが報告されている。

農繁期に限定された季節保育所は、その社会的重要性が認識されるにつれ、通年開設と乳児保育の要望が増大する。このような潜在的な常設保育所への要望の上に、戦後の児童福祉法制定と農村の労働形態の変化を背景として、季節保育所から一般の認可保育所へと格上げされるものが現われたのである。

常設保育所へと移行するものがある一方で、季節保育所は開設の簡便さもあり、さらなる増加を続ける(表5)。「保育所や幼児学級に入れない幼児は季節託児所に頼った」 (表10 No24) と記述されているように、戦後、保育施設が絶対的に不足する中で、季節保育所が常設保育所の補完的な役割を担っていたといえるだろう。また、ある村では、常設保育所の開設が実現しない中で、春期は1か月、秋期は2か月と季節保育所の開設期間を延ばして対応した例(1954年)が報告されている。

2)季節保育所からへき地保育所を経て常設保育所へ

南砺市にのみみられたパターンである(表8 No 4, 5)。

富山県におけるへき地保育所は、制度化された1961年に6か所からスタートし、1965年には28か所、1971年には40か所で開設されるに至る。南砺市には1961年制度の開始と同時に3か所でへき地保育所が開設される。2004年、4町4村が合併して誕生した南砺市は、山村部を含む農村地域であり、へき地保育所の制度的要件を満たす地域が多かったといえる。

表8のNo5は、1959年婦人会により開設された季節保育所が、1961年へき地保育所の制度化の適用を受けてへき地保育所に移行、その後、公立の常設保育所へと格上げされたものである。これは、「農村部における保育所の典型的な発展過程」を示している(櫻井 1999)。

それに対して、表8のNo4は様相が異なっている。K村では、村内の家庭のほとんどが農業や日稼ぎで日中保護者が外に出ている状態であったため、1954年、6か所の保育所が開設された。当時の記録によると、入所児数は4名の保育所から31名の保育所があり、小学校の講堂などで開設されていた。開設期間は5月1日から11月末までで、幼児数、保育者の資格などの面で国の基準に達しない無認可保育所であった。認可保育所と

なるには条件が満たされず、季節保育所としての助成を受けるしかなかった「特殊な保育所」であったといえる。7か月間開設されつつも季節保育所としての助成は2か月分で、残りの5か月分は保護者負担となっていたこと、設立主体は校下のため村費補助にも限界があったことで、財政的に困難な状況であった。常設の認可保育所への要望を掲げ、県との交渉を繰り返す中で、国のへき地保育所の制度を適用されることになる。6か所で開設されていた保育所は、3か所が合併し、合計4か所のへき地保育所へと順次移行する。へき地保育所へと移行したものの、これらの保育所は、史料によると5月から11月末までの開設で、冬期は開設されていなかった。その後冬期の交通環境が整備されたことにより、1974年には、1か所がそのまま常設保育所へと移行し、後の3か所は統合されて常設保育所へと格上げされた。ここで正式な認可を受け、常設保育所として通年保育が始まったのである。

3) 幼児学級から幼稚園を経て保育所へ

砺波市、南砺市の両市において散見された例である。保育所の変遷の過程に「幼児学級」が存在したことは『富山県史』では触れられていなかったが、市町村史(誌)および郷土史にはいくつかの記述がみられた。

1951年富山県教育委員会は、幼稚園の数的不足を解消する試みとして、県下の4小学校に「幼児学級」を設置し、教員1名を配置した。『富山県教育史』によると、幼児学級は、「就学前1年の保育教育を重視して実施した」もので、1954年以降は配置教員が廃止されるが、町村費で継続され、幼稚園・保育所への基盤となったと記されている。一方、『砺波市50年史』によると、「学校教育法の基準を満たすものではないが、農繁期に一時的に子どもを預かり、地域で幼児教育の役割を担う無認可施設」であると説明されている。幼児学級の運営は、自治振興会、婦人会が主に担い、財源は市の補助金と母の会の後援会費で賄われ、広く市内に点在していたとされている。これらの史料をあわせると、幼児学級は、戦後の保育施設の絶対的不足を背景に富山県教育委員会の独自の事業として始められるが、法的な根拠はなかったこと、就学前の幼児教育としての位置づけが強調される半面、開設の様態は季節保育所的であり、その地域の実状に応じて柔軟に運営されていたことが示唆される。

幼児学級が本来幼稚園の補完的役割を持っていたことは、幼児学級の多くが幼稚園へと移行したことからうかがえる。具体的には、旧砺波市は、幼児学級を幼稚園に移行するという方針のもと、1965年以降市内11地区に存在するすべての幼児学級を市で運営することにし、1979年以降9か所の公立幼稚園へと移行させている。

一方、幼児学級から幼稚園へと移行したものの、さらに保育所へと転換したものが存在することが明らかとなった(表7 No 2 ,表8 No 2)。砺波市域のC町では、1951年から順次3か所で開設された幼児学級が、1954年の配置教員の引き上げ後、町立の幼児学級として存続し、1960年から町立の幼稚園となる。しかし、農業の機械化・省力化、

共働き世帯の増加を背景に保育所設置のニーズが増大する中で、C町は、1967年から従来の幼稚園を廃止し、保育所による「幼児教育の一体化」を進める3カ年計画をスタートさせる。そのもとで、幼児学級から移行した幼稚園が、順次町立保育所へと切り替えられていくことになる。同様に南砺市でも、1953年幼児学級として開設された3か所が、1956年から公立幼稚園へと移行し、その後、小学校の統廃合と農村労働の変容に伴い、1966年に公立保育所へと転換している。

4) 幼児学級から保育所へ

幼児学級から直接保育所へと移行した例も見られた(表7 No1,表8 No1)。砺波市で、1965年から、幼児学級を廃止して公立保育所をスタートさせたのが1か所、南砺市でも同様に、幼児学級から公立保育所へと移行したものが2か所ある。南砺市では、保育所設置についての県の認可が取れにくい中で「やむを得ず幼児学級として開設した」ことが報告されていることから(表10 No24)、幼児学級が認可保育所への一つの段階として、保育所を補完する役割をもった施設としても存在していたことがわかる。

表7. 砺波市域における保育所の変遷過程

No		変遷過程	個所数	分類
INO	194	5年	数数	万 規
		幼児学級→公立保育所(1965)		幼児学級
1			1	↓ ↓
				保育所
		幼児学級(1951,1954)→ 公立幼稚園(1960,1963)		幼児学級
		→ 公立保育所 (1963,1969)		↓ ↓
2			3	幼稚園
				↓ ↓
				保育所
	季節保育所			季節保育所
3	(1944)→	常設保育所(1956)→ 社会福祉法人立として認可	1	↓ ↓
		(1963)		常設保育所
	私立保育所(1926)			その他
4	→季節保育所		1	
4	(1931)→常設保育		1	
	所(1937)→	町へ移管 → 廃止 (1970)		
5		私立保育所(婦人会、1953)	1	
3		→町に移管 (1957)	1	
6		へき地保育所 (1963)→廃止 (1975)	1	
7		公立保育所として認可・開設 (1952,1966)	2	

()内の年代は、開設年を示す。複数個所の場合は、その中の最初と最後の年を示している。 季節保育所・へき地保育所からの移行の場合は季節保育所・へき地保育所と区別するために「常設保育 所」という表記を用いた。

5) 幼稚園から保育所へ

これは、先の3)のパターンと区別して、当初は幼稚園として設置されたものが保育所へと転換したものであり、大きく3つに分けられる。戦前から幼稚園として開設されていたのが戦後保育所へと転換したもの(3か所、表8 No 6、表9 No 4,5)、戦前に幼稚園から保育所へと転換したもの(1か所、表8 No 8)、戦後幼稚園として開設された後保育所へと転換したもの(1か所、表8 No 7)である。5か所中4か所は公立保育所への転換となっている。戦前期の幼稚園から保育所への転換は、戦時体制下の保育政策によることも考えられるが、史料からは明らかにならなかった。

6) その他

施設形態としての変化がみられなかったものには、以下のような例がある。1945年以降に公立保育所として新たに開設・認可された後、施設の形態が変化していないもの、1961年以降へき地保育所として新たに開設され、その後施設の形態が変化していないもの、戦前から公立(私立)保育所として施設形態に変化なく存続しているもの、である。本稿では、季節保育所を経ずにへき地保育所として新たに開設されたものは、施設形態に変化がなかったものとみなしているが、これらの保育所が季節保育所と無縁ではないことを指摘しておきたい。表8のNo10の地域は、1950年ごろから季節保育所が複数か所で開設されていたことが報告されており、これらの地域は季節保育所を必要としていた地域である。特定の季節保育所が特定のへき地保育所に移行したわけではないが、地域全体としてみれば、季節保育所のニーズを背景にへき地保育所として開設されたことが示唆される。

設置主体の変化、無認可園から認可園への変化はありながらも、施設形態に変化がなかったものは、その他に分類した。また、表7のNo4のように、大正年間に宗教関係者によって設立され、季節保育所を経つつ常設保育所へと移行し、戦後、町に移管後廃止となった「特別な」変遷過程を有する保育所も、その他として分類した。

表8. 南砺市域における保育所の変遷過程

No		変遷過程	個	分類
110	194	5年	所数	<u> </u>
		幼児学級 → 公立保育所(1953,1963)		幼児学級
1			2	↓
				保育所
		幼児学級 → 公立幼稚園(1956)→ 公立保育所		幼児学級
		(1966)		↓
2			3	幼稚園
				↓
				保育所
	季節保育所(婦人			季節保育所
3	会、1920年代)→	常設保育所(婦人会、1951)→ 公立保育所(1952)	1	↓
				常設保育所
		季節保育所 (1954) → へき地保育所 (1961,1965)		季節保育所
4		→ 常設保育所(公、1974,1976)	4	↓
				へき地保育所
		季節保育所(婦人会、1959)→ へき地保育所		↓ ↓
5		(1961)→ 常設保育所(公、1972)	1	常設保育所
6	私立幼稚園(1929)	→ 公立保育所 (1949)	1	幼稚園
7		私立幼稚園(1954)→ 公立保育所(1957)	1	↓ ↓
			1	保育所
	私立幼稚園(1930)			
8	→私立保育所		1	
	(1936)	→ 公立保育所(1953)		
9		公立保育所として認可・開設	18	その他
		(1951,1967)		
10		へき地保育所(1963)	2	
11	公立保育所(1924)	→ 児童福祉施設として認可(1949)	1	
12	私立保育所(1931)		1	
13		不明	3	

^()内の年代は、開設年を示す。複数個所の場合は、その中の最初と最後の年を示している。 季節保育所・へき地保育所からの移行の場合は季節保育所・へき地保育所と区別するために「常設保育所」という表記を用いた。

表9. 小矢部市域における保育所の変遷

No	変遷	過程	個所数	分 類
110	194	数) / /	
1	季節保育所(1932,1934)	→常設保育所(公、1954,1955)	2	季節保育所
2	季節保育所(婦人会、1934)	私立保育所(1965)	1	↓
2	日曜幼稚園 (1943)→	→公立保育所(1972)	1	常設保育所
		季節保育所(1960)→ へき地保育		季節保育所
3		所 (1962)	1	↓ ↓
				へき地保育所
4	私立幼稚園(1924)→	 	1	幼稚園
4	公立幼稚園 (1941)→	公立保育所(1949)	1	↓ ↓
5	私立幼稚園(1912) →	私立保育所(1948)	1	保育所
6		公立保育所として認可・開設	6	その他
6		(1953,1958)	6	
7		無認可保育所(1963,1966)→ 認	9	
7		可、公立保育所(1969,1974)	2	

^()内の年代は、開設年を示す。複数個所の場合は、その中の最初と最後の年を示している。 季節保育所・へき地保育所からの移行の場合は季節保育所・へき地保育所と区別するために「常設保育 所」という表記を用いた。

表10. 史料一覧

No	書 名	編集	発 行	出版年
1	富山県史通史編6	富山県	富山県	1984
2	富山県史通史編7	富山県	富山県	1983
3	富山県史資料編7	富山県	富山県	1982
4	富山県政史第1巻	富山県	富山県	1936
5	富山県政史第7巻	富山県	富山県	1939
6	小矢部市史市制40年史編	小矢部市史編集委員会	小矢部市	2002
7	砺波市50年史	砺波市50年史編纂委員会	砺波市	2004
8	井波町史上巻	井波町史編纂委員会	井波町	1970
9	庄川町史続巻	庄川町史編さん委員会	庄川町	2002
10	庄川町史下巻	庄川町史編さん委員会	庄川町	1975
11	城端町史	城端町	城端町	2004
12	福野町史	福野町史編纂委員会	福野町	1964
13	福野町史続 通史編	福野町史編さん委員会	南砺市	2005
14	福野町史通史編	福野町史編纂委員会	福野町	1991
15	福光町史下巻	福光町史編纂委員会	福光町	1971
16	井口村史上卷(通史編)	井口村史編纂委員会	井口村	1995
17	平村史続編	南砺市平行政センター	南砺市	2007
18	利賀村史3近・現代	利賀村史編纂委員会	利賀村	2004
19	東山見村史料下	東山見村	富山県立図書館	2011
20	藪波村史	藪波村史編纂委員会	藪波村史刊行委員会	1968
21	南般若村誌	南般若村史編纂委員会	南般若自治振興会	1990
22	上平村誌	上平村役場	上平村役場	1982
23	荒川郷土史	荒川郷土史編纂委員会	荒川郷土史編纂委員会	1993
24	城端町行政史	南砺市	南砺市	2005

4. おわりに

本稿の目的は、富山県における保育所の変遷過程を整理し、概観することであった。本県における保育所の始まりは城端町立託児所であること、季節保育所が多くの地域で開設され農村部の女性の労働参加と児童保護の役割を担ったこと、自然災害の際「臨時託児所」が設置され、託児所の社会的認知が高まったこと、婦女会が季節保育所のみならず、常設保育所の経営主体にもなっていたことが史資料から明らかとなった。さらに、保育施設形態の変遷過程に、5つのパターンが見出せた。(1)季節保育所から常設保育所 (2)季節保育所からへき地保育所を経て常設保育所 (3)幼児学級から常保育所 (4)幼児学級から幼稚園を経て保育所 (5)幼稚園から保育所 である。季節保育所、幼児学級、へき地保育所といった施設が過渡的に存在し、常設保育所の補完的役割を担っていたことが示唆された。とりわけ「幼児学級」は富山県独自のものであり、さらに検討を要すると考える。

今後県下の他地域についても、保育所の変遷過程を実証的に検討していくことを課題とする。

<注>

- (1) 本稿においては、「託児所」と「保育所」を同義で用いる。保育所(託児所)は、 保育所の創設期においては、幼稚園と区別するために「託児所」「保育所」「保育園」「児 童教育所」「託児園」など様々な名称で呼ばれてきたが、総称するものとして「保育所」 という語を用いる。
- (2) 日清・日露戦争を通じて産業革命が急速に進行する中で、都市部では勤労者層が増大し、貧困層の子どものための保育施設が必要となる。内務省は、「救貧」より「防貧」を重視し、「慈恵救済事業」として「労働紹介所」「施療病院」などとともに「幼児保育所」を位置付け慈善事業団体への補助金を出すようになった(浦辺ら 1981)。
- (3) 国家総動員法と同時に、戦争を遂行する人的資源の確保をめざし、厚生省が新設された。出生数を増やすとともに、乳幼児死亡数を減少させるための方策が打ち出され、保育所もその一つとして戦時厚生事業に組み込まれることとなった(浦辺ら 1981)。
- (4) 『保育用語辞典第7版』によると、季節保育所は、農繁期など、地方産業の繁忙期に保護者の就労のため保育に欠ける乳幼児を保育する施設のことである。名称は「農繁(期) 託児所」「農繁(期) 保育所」「季節託児所」「季節保育所」等が使われているが、本稿では「季節保育所」を用いることにする。
- (5) 『保育用語辞典第7版』によると、へき地保育所は、交通条件および自然的条件などに恵まれない山間地、離島などのへき地で、児童福祉法に規定する通常の保育所の設置が困難な地域で保育を行う施設のことである。1961年にへき地保育所設置要綱が策定され、それに基づき保育が行われている。
- (6)季節託児所の種別は、「農繁期託児所」、漁村における「漁繁期託児所」、機業地における「繰糸期託児所」があげられる(社会福祉調査研究会 1993)。1930(S5)年の国の調査では、富山県に3か所の漁繁期託児所があることが報告されている。
- (7)『富山県政史第7巻』によると、1900年ごろから、県下の各地域で、処女会・婦人会・仏教婦人会・婦人矯風会等の婦人団体が結成されている。しかし、組織的に準拠するものがない状態で、婦女会の存在しない地域もあった。大正年間に入ると、「婦人の修養を目的とする婦女会の設置」を県が積極的に奨励し、ほとんどの各町村で設立される。事業内容として戦前は、慈善事業、家庭生活の改善、乳幼児童保護、軍事援護、季節託児所の運営等が行われていた。
- (8) 1938 (S13) 年、政府は「社会事業法」を制定し、「育児院、託児所其の他児童保護を為す事業」の国庫補助を打ち出した。これを受けて、季節保育所は激増する。富山県においては、1938年152か所であったのが1939年には231か所へと開設か所数が増えている。

<引用文献>

厚生省児童局 1959 季節保育所のしおり 厚生省 pp10-11

森上史朗・柏女霊峰編 2013 『保育用語辞典第7版』 ミネルヴァ書房 pp34-35 富山県保育士会編 2007 『50周年記念 あゆみ 夢を育んで』 pp18-19 浦辺史・宍戸健夫・村山祐一編 1981 『保育の歴史』 青木教育叢書 pp51-92 社会福祉調査研究会 1993 戦前日本社会事業調査資料集成第8巻 勁草書房 pp624-634

富山県教育史編さん委員会編 1972 富山県教育史下巻 富山県教育委員会 pp799-802

富山県社会課1940季節託児所の概要富山県pp20-22富山県社会課1940季節託児所の手引き富山県pp1-4富山県・富山県社会福祉協議会1960富山県の保育事業富山県 pp1-5

<参考文献>

川崎幸一 1984 富山県における戦後の社会状況の推移と社会福祉施設の消長 富山 女子短期大学紀要第十九輯 pp5-23

宮田伸朗 2011 富山の社会福祉関係資料 富山国際大学子ども育成学部紀要第2巻 pp235-242

西垣美穂子 2007 農村部における保育所実態の一考察 - A市におけるヒヤリング調査 から - 佛教大学大学院紀要第35号 pp237-253

岡田正章他編 1980 戦後保育史第1巻 フレーベル館

櫻井慶一 1999 地域における保育所の統廃合問題の一考察 (1) 日本保育学会大会 発表論文抄録 (43) pp208-209

社会福祉法人伏木保育園 1995 年輪 目でみる70年の歩み 社会福祉法人伏木保育園 砺波教育八十年史刊行会編 1956 砺波教育八十年史 砺波教育八十年史刊行会 富山県厚生部婦人児童課 1970~1973 児童福祉施設一覧表 富山県

(平成25年10月30日受付、平成25年11月15日受理)